



2025年1月8日(水)

# 小栗キャップの News Letter

税理士法人STR 代表社員・税理士 小栗 悟

名古屋本部 〒450-0001 名古屋市中村区那古野 1-47-1 名古屋国際センタービル 17F

TEL : 052-526-8858 FAX : 052-526-8860

岐阜本部 〒500-8833 岐阜県岐阜市神田町 6-11-1 協和第二ビル 3・4 階

TEL : 058-264-8858 FAX : 058-264-8708

Email: [info@str-tax.jp](mailto:info@str-tax.jp) <http://www.str-tax.jp>

## 確定拠出年金 (DC) 企業型と個人型

### 2001年に確定拠出年金法が創設

確定拠出年金 (DC) は拠出建ての年金制度です。DC は拠出された掛金が個々の加入者の持ち分として明確化され、加入者が自らの選択によって自己責任で運用し、その運用の結果得られた資産額がそのまま給付額となる制度です。加入者は投資信託等通常の貯蓄商品から自由に選択して運用します。中途引き出しの原則禁止等、資産が老後所得保障となるための要件を課すことで税制上の優遇措置が認められています。

**企業型 DC** は、事業主が実施する企業年金であり、事業主が掛金を拠出します。規約の定めがあるときは、加入者も事業主掛金を超えない範囲で、拠出することが可能です (マッチング拠出)。

企業型 DC の拠出限度額は、月額 5 万 5 千円です。DC の事業主掛金も、企業が法人税で損金算入 (個人事業主は必要経費) の対象となり、非課税です。

**個人型 DC (iDeCo)** は国民年金基金連合会が金融機関に業務を委託して実施し、個人単位で加入する制度でイデコ (iDeCo) と呼ばれます。掛金は加入者が拠出します。ただし中小事業主掛金納付制度 (ideCo プラス) により、企業年金を実施していない中小企業事業主が、個人型 DC に加入する従業

員の掛金に上乘せして掛金を拠出することも可能です。

拠出限度額は、国民年金第 1 号被保険者は月額 6 万 8 千円。企業年金がない第 2 号被保険者と第 3 号被保険者は月額 2 万 3 千円です。企業年金がある第 2 号被保険者は月額 2 万円です。

### 資産運用で老後に備え推進

令和 7 年度税制改正大綱で、iDeCo の掛金限度額を引き上げることとなりました。企業に勤める人が iDeCo と企業型 DC を併用した場合の限度額を引き上げ、従来は iDeCo と企業型 DC を併用すると掛金合計限度額は月 5 万 5 千円ですが、これを 7 千円引き上げて月 6 万 2 千円となります。企業型 DC がない企業は iDeCo の上限月 2 万 3 千円から月 6 万 2 千円に引き上げられます。自営業やフリーランスは国民年金基金との合計額が月 7 万 5 千円と 7 千円引き上げられます。



DCの掛金は小規模企業共済等掛金控除となり、非課税で所得控除、運用品非課税、給仕時控除は税制優遇の大きなメリットです